

# 令和6年第11回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年11月25日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前	9時00分	議長	進藤 貴一	
	閉会	午前	9時36分	議長	進藤 貴一	
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	関山 功一	出席	1	齋藤 光則	欠席
	2	岡安 広	出席	2	賀嶋 功	出席
	3	中村 信明	出席	3	加藤 良雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	渡邊 明子	出席
	5	町田 一二	出席	5	小林 一夫	出席
	6	八木澤 君子	出席	6	千葉 佳織	出席
	7	江原 健治	出席	7	安野 和好	出席
	8	神田 潔	出席	8	清水 清	出席
	9	吉田 敏雄	出席	9	今泉 志江	出席
	10	齋藤 美佐夫	出席			
	11	大山 峰夫	出席			
	12	大橋 進	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	22名
14	山下 幸一	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員	◎◎委員		会長からの 出席要請者		農政課	
	◎◎推進委員					
事務局	事務局長	細井 勝己		主幹	水野 慶之助	
	主査	塩村 孝太郎		主事	大原 康平	
	主事	菊地 広基				
説明員	事務局長	細井 勝己		主査	塩村 孝太郎	
	主任	清水 一貴		主事	大原 康平	
	主事	菊地 広基				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

## 審議事項

- (1) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

## 協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
局長	<p>現在、出席者は農業委員14名、推進委員8名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【開会 午前9時00分】</b></p>
議長	<p>現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第11回総会を開会いたします。議事録署名委員に大橋委員、江口委員を指名いたします。</p>
議長	<p>まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。</p>
事務局	<p>事前にお配りした総会の議案書の23ページですが、再設定の件数が1件追加となりましたので、お手元の資料に差し替えをお願いいたします。また、27ページですが、議案第32号、番号5につきまして、譲受人が単名から連名に変更になりましたので、同じく資料の差し替えをお願いいたします。申し訳ございませんが、本日の審議はそちらを参照くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p><b>日程第1 議案第30号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</b></p>	
議長	<p>日程第1 議案第30号 白岡市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p>
議長	<p>本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>
農政課	<p>議案第30号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課から説明いたします。</p> <p>本計画につきましては、旧農業経営基盤促進法第18条に基づき、10月1日（火）から10月11日（金）までの9日間で受付を実施いたしました。</p> <p>内容につきましては、新規設定件数8件、筆数30筆、面積17,533㎡。再設定件数65件、筆数230筆、面積167,112㎡。合計件数73件、合計筆数259筆、合計面積184,645㎡となっております。</p> <p>計画の設定につきまして、慎重な御審議をお願いいたします。</p> <p>本日審議していただいた白岡市農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和6年12月7日、農地中間管理制度を利用したものについては、令和7年3月7日からとなります。</p> <p>内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。農政課からの説明は以上です。</p>

議長 説明が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、再設定番号48を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案のうち、再設定番号48を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。

よって、本案のうち、再設定番号48を除く案件については、原案のとおり決定します。

議長 続きまして、◎◎推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。

[◎◎推進委員、一時退室]

議長 再設定番号48について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案のうち、再設定番号48については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号48については、原案のとおり決定します。◎◎推進委員は入室してください。

[◎◎推進委員、入室]

議長 日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

なお、今回の現地確認の報告者に議長である私が該当しておりますので、議案第31号の審議について、◎◎会長職務代理は、一時的に議長をお願いいたします。

事務局 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、御説明いたします。今回案件は5件でございます。

総会資料の24から25ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。

譲受人の農業経営の状況につきましては、新規就農となりますが、譲受人と提出された営農計画書をもとに今後の農業経営に関する面談を行った結果、今後、耕作又は自己保全管理がされる見込みがあると判断いたしました。

農業従事者は1名で、従事日数は150日、農機具等については、トラクターをリース、草刈機を所有しています。申請地では牧草を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続きまして、番号2につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、贈与により所有権を移転するものです。

譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は83.64aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。

農業従事者は1名で、従事日数は150日、農機具等については、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続きまして、番号3につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、贈与により所有権を移転するものです。

譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は83.64aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。

農業従事者は1名で、従事日数は150日、農機具等については、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続きまして、番号4につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。

譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は19.96aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。

農業従事者は3名で、従事日数は260日、農機具等については、トラクター、スピードスプレイヤ、乗用草刈機、トラック等を所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続きまして、番号5につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、使用貸借権を設定するものです。

譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は30.22aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。

農業従事者は3名で、従事日数は280日、農機具等については、トラクター、田

事務局

植機、コンバイン、乾燥機、糞摺機等を所有しています。申請地では、水稻を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長代理

説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の議案第31号、番号1-1、□□字□□△△△△番地△、番号1-2、□□字□□△△△△番地、番号1-3、□□□字□□□△△△番地△の3条申請について、11月12日に現地確認を行いました。

現地案内図は1から2ページです。

現在、申請地は農地として使用されており、多少の雑草等はありませんでしたが、違反等はありませんでした。

また、譲受人は牧草を生産するとのことですが、トラクターやトラック等を所有しており、生産することに支障はないと思われまます。

従いまして、許可相当とすることで問題はないと判断いたしました。

皆様の御審議をお願いいたします。

議長代理

続きまして、番号2、3の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の番号2-1、3-1、□□字□□△△△△番地△、△△△番地△、3条申請について、11月11日に現地を確認したところ、現在、譲渡人は農地として使用しており、譲受人も農機具等を所有し、所有する農地は全て耕作されております。

また、譲受人に農地の所有状況について確認したところ、白岡市以外に農地は所有していませんでした。

つきましては、今後も耕作されると判断しましたので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長代理

続きまして、番号4の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の議案第31号、番号4-1、□□字□□△△△△番地、地目は●、面積△△△m<sup>2</sup>、3条申請について、11月12日に現地を事務局と共に確認しました。

現地案内図は4ページを御覧ください。

申請地は農地として使用され、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地も全て耕作されております。

つきましては、今後も耕作されると判断しましたので、よろしくをお願いいたします。

なお、申請の理由等については事務局の説明のとおりです。

皆様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長代理

続きまして、番号5の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の番号5番、□□□字□□△△△△番地△、□□□字□□□△△△△番地1、

委員 □□字□□△△△番地、合計△、△△△㎡の3条申請について、11月18日に現地を確認いたしました。

現地案内図は5ページ、6ページです。

現在、申請地は農地として管理されており、良好な農地として使用されております。一方、譲受人の農機具等の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、乾燥機、草刈機等を所有しており、所有する農地は全て耕作されております。

つきましては、今後も耕作されるものと判断いたしましたので、よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

議長代理 報告が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、番号5を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長代理 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案のうち、番号5を除く案件については、取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長代理 異議なしと認めます。よって本案のうち、番号5を除く案件については、原案のとおり決定します。

議長代理 続きまして、◎◎委員におかれましては一時退室をお願いいたします。

[◎◎委員、一時退室]

議長代理 番号5について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長代理 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案のうち、番号5については、取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ、十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長代理 異議なしと認めます。よって本案のうち、番号5については、原案のとおり決定します。◎◎委員は入室してください。

[◎◎委員、入室]

議長 日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして御説明いたします。今回案件は5件でございます。

総会資料の26から27ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、白岡市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子どもが産まれる予定があり、現在の住まいでは手狭になること、また、実家から近く協力して生活ができることから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

続きまして、番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、使用貸借権を設定し、自己用住宅として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、さいたま市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子どもが産まれる予定があり、現在の住まいでは手狭になること、また、実家から近く将来両親の介護をするうえで利便性がよいことから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、第1種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、さいたま市内の寮にて生活しておりましたが、夫と生活しており、現在の住まいでは手狭であること、また、将来の両親のことを考え、実家から近い場所で生活したいと考え、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と破断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えてることから、おおむね認められるものと思われます。

番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、白岡市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、昨年子どもが生まれ手狭となったこと、実家から近く両親が育児のサポートをできることから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、第1種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとし

事務局

て住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

番号5につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、白岡市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子どもが増え手狭となったこと、実家から近く両親が育児のサポートをできること、また、将来の両親の介護のことを考え、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

説明は以上になります。

議長

説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の議案第32号、番号1、□□□字□□△△△番地△、5条申請について、11月21日に現地を確認いたしました。

現地案内図は7ページになります。

申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。

また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も、市街化、住宅地として発展する可能性が高い地域です。

さらに申請地は、上下水道管、ガス管等が埋設されており、道路が沿道にあり、学校、保育所の2つが500メートルの範囲に位置し、市街化が著しい地域です。

なお、転用の理由等については事務局の説明のとおりです。

また申請地は、現在農地として使用されており、違反等はされておりません。

従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。

皆様の御審議をお願いいたします。

議長

続きまして、番号2の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の議案第32号、番号2-1、□□□字□□□△△△番地△、番号2-2、□□□字□□□△△△番地△、5条申請について、11月12日に現地確認を行いました。

申請地は綺麗に耕作されており、周辺農地に影響を与えるようなことは無いと思われます。

従いまして、転用理由や付近の状況から総合的に考え、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。

皆様の御審議をお願いいたします。

議長

続きまして、番号3、5の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

議案第32号の5条申請について、11月20日に現地確認いたしました。番号3及び番号5は隣接しておりますので、合わせて説明いたします。

番号3につきましては、□□字□□△△△△番地△、地目は●、面積、権利の内容、譲受人、譲渡人等については、事務局の説明のとおりです。

番号5につきましては、番号3と隣接しておりますが、□□字□□△△△△番地△、地目は●、面積、権利の内容、譲受人、譲渡人等についても、事務局の説明のとおりです。

現地案内図9ページを御覧ください。

当該地については、□□□駅より□□に約△△△メートルの位置にあります。

また、周辺は既に住宅が点在しており、今後も住宅地として発展する場所です。

周辺の公共施設としましては、△△△メートル以内に□□□□□、□□□等があります。

当該地につきましては現在、農地として使用されており、先行して工事等は行われておりません。

以上のことから、農地法違反はございません。

また、当該地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。

以上のことを勘案しまして、この案件につきましては妥当と思われませんが、皆様の慎重審議をお願いしまして、報告を終わります。

議長

続きまして、番号4の現地確認の報告を◎◎委員をお願いいたします。

委員

議案第32号、番号4-1、4-2、□□□字□□□□△△△△番地△、△△△番地△、農地法第5条の規定による許可申請について、11月20日に現地確認いたしました。

現地案内図は10ページです。

また、周辺には□□□、□□□、□□□があり、今後も住宅地として発展する可能性が高い場所です。

申請地は現在、農地として利用されており、違反等はありませんでした。

申請理由は事務局の説明のとおりです。

申請地の状況等から、転用についてはやむを得ないと判断しました。

皆様の御審議をお願いいたします。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から、地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長	異議なしと認めます。よって議案第32号については、原案のとおり決定します。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から内容説明いたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は7件でございます。 総会資料の29から31ページ目を御覧願います。 現地案内図は11から15ページ目になります。 番号1、2、3、4、6及び7につきましては、住宅敷のための転用になります。 番号5につきましては、店舗併用住宅敷のための転用になります。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。  [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	続きまして、協議報告事項2 その他についてに移ります。事務局から内容説明いたさせます。
事務局	協議報告事項2 その他についてでございますが、農業委員会活動記録の提出について、御提出ありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。 また、机の上に配布させていただきました、農業委員会手帳についてでございます。新年度版が出来ましたので、新しいものを御利用いただければと思います。 来月の農地パトロールについてですが、12月10日(火)は神田委員と篠津地区推進委員、12月24日(火)は中村委員と大山地区推進委員となっております。日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 最後に、来月の総会についてですが、12月24日(火)、午前9時からを予定しております。議事録署委員の大橋委員、江口委員の両委員は来月署名をお願いします。 以上で、協議報告事項2 その他を終わります。
議長	説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

	[質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。
	[終了 午前9時36分]

